

# 鴨川市看護師等修学資金貸付のしおり

## 鴨川市看護師等修学資金貸付制度

この制度は、看護師、准看護師(以下「看護師等」という。)を養成する大学、学校又は養成所に在学する方で、将来、安房郡市内で看護師等として従事しようとする方に対して修学資金を貸し付け、地域における看護師等の確保を図ることを目的としています。

鴨川市

平成 24 年 3 月 23 日一部修正  
平成 25 年 3 月 15 日一部修正  
令和 2 年 4 月 1 日一部修正

## 目 次

鴨川市看護師等修学資金貸付制度の概要	1
申請・届出に必要な書類一覧	4
養成施設卒業後の手続一覧	7
～Q&A～	8
鴨川市看護師等修学資金貸付条例	11
鴨川市看護師等修学資金貸付条例施行規則	17

## 鴨川市看護師等修学資金貸付制度の概要

### 1. 貸付対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- (1) 看護師、准看護師を養成する大学、学校又は養成所に在学していること。
- (2) 本人又はその親、配偶者その他の親族が1年以上本市に住所を有していること。
- (3) 安房郡市内で看護師等の業務に従事する意思があること。

### 2. 貸付金額

月額2万円以内の額。(2万円、1万円)

(貸付期限は、令和7年3月31日までとなります。)

### 3. 貸付期間

貸付決定の月から養成施設の正規の修学期間の終了する月まで。

### 4. 貸付方法

原則として、毎月15日に定額を預金口座に振り込みます。

### 5. 貸付申請

修学資金貸付申請書に以下の書類を添えて申請すること。

- (1) 誓約書
- (2) 保証書
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 在学証明書
- (5) 申請者の住民票の写し及び住所要件が申請者以外に該当する場合はその者の住民票  
※ 住民票の写しは世帯主、続柄、本籍地、筆頭者の記載のあるもの
- (6) 他の修学資金の借受け状況に関する報告書

### 6. 申請受付期間 4月1日から同月30日まで

### 7. 連帯保証人

申請には連帯保証人が2名必要です。

連帯保証人は、成年者で独立の生計を営む者とします。

申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち1名を親権者又は後見人としなければなりません。

## 8. 貸付の決定

市長は、修学資金の貸付けの可否を決定し、申請者に通知します。

## 9. 現況報告

借受人は、返還の債務を負うことがなくなるまで毎年3月31日現在の状況を（毎年4月末日までに）報告しなければなりません。

## 10. 借用証書の提出

借受人は、修学資金の貸付期間が満了したとき又は修学資金の貸付けの取り消しを受けたときは、ただちに借用証書を提出しなければなりません。

## 11. 返還の免除

借受人が一定の要件を満たした場合、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除します。

(1) 養成施設を卒業後、市内の医療機関で看護師等の業務に貸付けを受けた期間と同じ期間、従事したとき ⇒ 全額免除

(2) 養成施設を卒業後、安房郡市内（鴨川市以外）の医療機関で看護師等の業務に貸付けを受けた期間と同じ期間、従事したとき  
⇒ 2分の1免除

※ 本市の修学資金とは別に、養成施設の修学貸付金を受ける（受けている）方は、その返還債務の免除を受けるために、指定された医療機関で従事する期間があるときはその期間経過後、直ちに（1）の場合は市内に、（2）の場合は安房郡市内（鴨川市以外）の医療機関に、看護師等の業務に貸付けを受けた期間と同じ期間、従事したとき免除となります

(3) 前記の業務従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき  
⇒ 全額免除

医療機関とは・・・

○ 医療法第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は同法第1条の6に規定する助産所

○ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設ならびに同法第29項に規定する介護医療院、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

○ 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項本文の指定に係る訪問看護事業を行う事業所

## 12. 返 還

借受人が次の事由に該当するときは、修学資金の返還が必要となります。

- (1) 修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき
- (2) 養成施設を卒業した後、1年2月以内に看護師等の免許を取得しなかったとき
- (3) 養成施設を卒業し、看護師等の免許を取得した後、直ちに安房郡市内において看護師等の業務に従事しなかったとき
- (4) 借受人が看護師等の業務以外の事由により死亡したとき

## 13. 返還の猶予

次の場合は、返還が一定期間猶予されます。

- (1) 貸付けの決定が取り消された後も引き続き養成施設に在学しているとき
- (2) 卒業後上位の学校等に修学しているとき
- (3) 災害、疾病、育児休業等により返還が困難であるとき など

## 14. 利息・遅延利子

修学資金は無利息で貸付けを行っています。ただし、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき年14.6%の遅延利子を支払わなければなりません。

## 申請・届出に必要な書類一覧

以下に該当する事由が生じた場合は、速やかに必要書類を提出してください。  
手続きを忘れた場合は、貸付金の一時保留や返還となりますので、必要書類は忘れずに提出してください。

### ○ 申請の手続き

主な事由	必要な書類
貸付申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鴨川市修学資金貸付申請書（第1号様式）</li> <li>・ 誓約書（第2号様式）</li> <li>・ 保証書（第3号様式）</li> <li>・ 連帯保証人の印鑑登録証明書</li> <li>・ 在学証明書</li> <li>・ 申請者の住民票の写し及び申請者以外の者が住所要件に該当する場合はその者の住民票の写し</li> <li>・ 他の修学資金の借受け状況に関する報告書（第4号様式）</li> </ul>

### ○ 在学中の手続き

主な事由	必要な書類
毎年3月31日現在の状況について報告するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況報告書（第16号様式）</li> </ul>
修学資金の貸付けを辞退しようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修学資金貸付辞退届（第8号様式）</li> <li>・ 修学資金返還届（第19号様式）</li> <li>・ 修学資金借用証書（第17号様式）</li> </ul>
退学したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退学等届出書（第6号様式）</li> <li>・ 修学資金返還届（第19号様式）</li> <li>・ 修学資金借用証書（第17号様式）</li> </ul>
休学、停学の処分を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退学等届出書（第6号様式）</li> </ul>
復学したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退学等届出書（第6号様式）</li> </ul>

修学資金の貸付けを取り消された後も引き続きその養成施設に在学しているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 修学資金返還猶予申請書（第 20 号様式）</li> </ul>
--------------------------------------	---

### ○卒業後の手続き

主な事由	必要な書類
養成施設を卒業したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 養成施設卒業（修了）届（第 9 号様式）</li> <li>• 卒業（修了）証書の写し</li> <li>• 修学資金借用証書（第 17 号様式）</li> </ul>
看護師等の免許を取得したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 看護師等免許取得届（第 10 号様式）</li> <li>• 看護師等免許証の写し</li> </ul>
卒業後他種の養成施設（看護関係の上級学校）に進学したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 修学資金返還猶予申請書（第 20 号様式）</li> <li>• 在学証明書</li> </ul>
看護師等の業務に従事したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 看護師等就業届（第 11 号様式）</li> <li>• 修学資金返還猶予申請書（第 20 号様式）</li> </ul>
他の修学資金の貸付け条件等により、指定された場所で看護師等の業務に従事するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 修学資金返還猶予申請書（第 20 号様式）</li> </ul>
他の修学資金の返還の免除を受けたとき（他の修学資金の貸付け条件等で指定された場所での就業期間が終了したとき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定修学資金返還免除届（第 14 号様式）</li> </ul>
返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の状況について報告するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現況報告書（第 16 号様式）</li> </ul>
貸付期間に相当する期間、業務に従事し、返還の免除をうけようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 修学資金返還免除申請書（第 18 号様式）</li> </ul>
安房郡市外で就業したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 修学資金返還届（第 19 号様式）</li> </ul>
看護業務に就けなかったとき	
免許を取得できなかったとき	

就業場所を異動したとき	・看護師等就業変更届（第12号様式）
就業場所を退職したとき	・退職届（第13号様式） ※退職後直ちに再就業しないときは修学資金返還届（第19号様式）
休業（療養、産休、育休）したとき	・修学資金返還猶予申請書（第20号様式） ・猶予を受けようとする理由を証明する書類（診断書、育児休業承認書など）

### ○その他の手続き

主な事由	必要な書類
借受人又は連帯保証人の氏名、住所等に異動があったとき	・住所等変更届（第7号様式）
連帯保証人の変更があったとき	・連帯保証人変更届（第5号様式） ・変更後の連帯保証人の印鑑証明書
借受人が死亡したとき  * 死亡事由により扱いが異なります。	・借受人死亡届（第15号様式） ・借受人の戸籍抄本 ・修学資金返還免除申請書（第18号様式） ・修学資金返還届（第19号様式）

☆各申請書・届出書の修正は、二重線で訂正のうえ、訂正印を押してください。

（修正液・修正テープは使用不可）

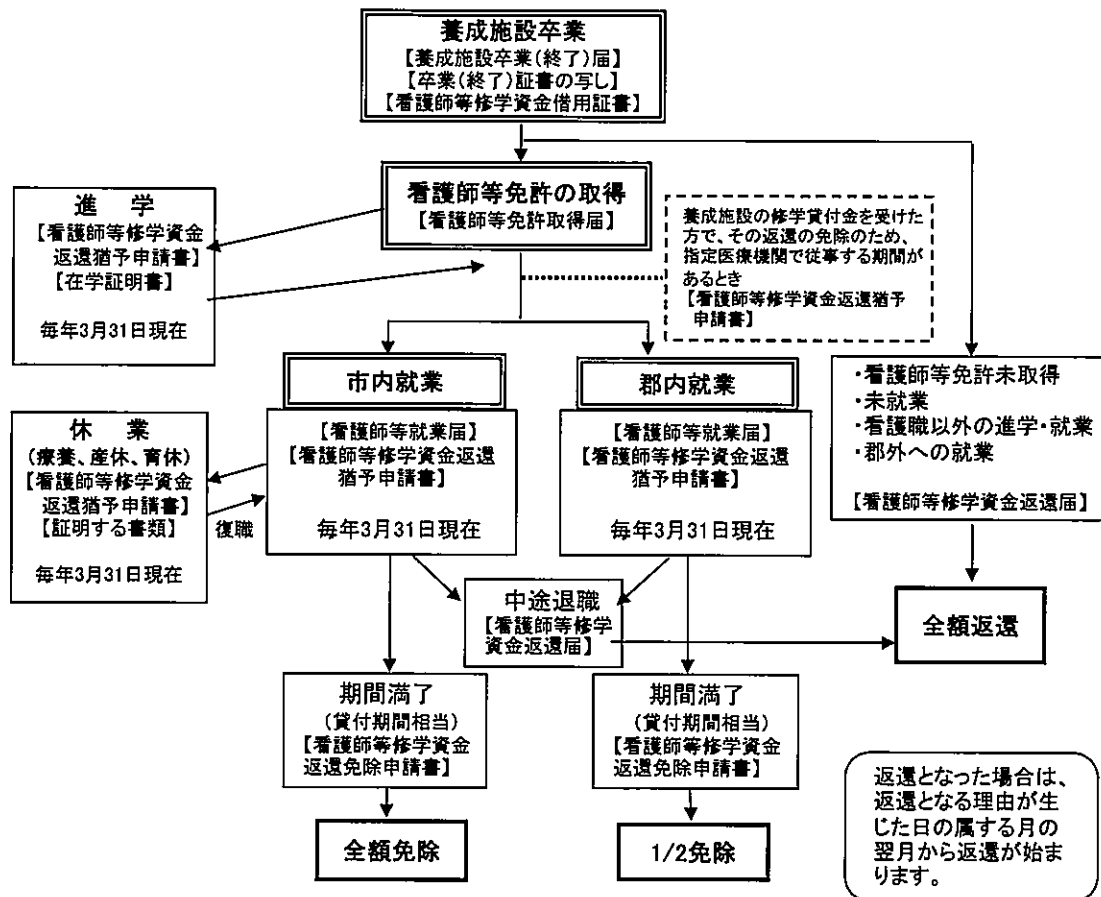
☆印鑑は必ず朱肉使用のものを押印ください。（シャチハタ等ゴム印は無効です）

修学資金のことで不明な点、相談したい事がありましたら、下記までご連絡ください。

<p>【申請・お問い合わせ窓口】  〒296-0033 鴨川市八色887-1  鴨川市ふれあいセンター 健康福祉部健康推進課  電話 04-7093-7111  FAX 04-7093-7115  E-mail kenko@city.kamogawa.lg.jp</p>
---

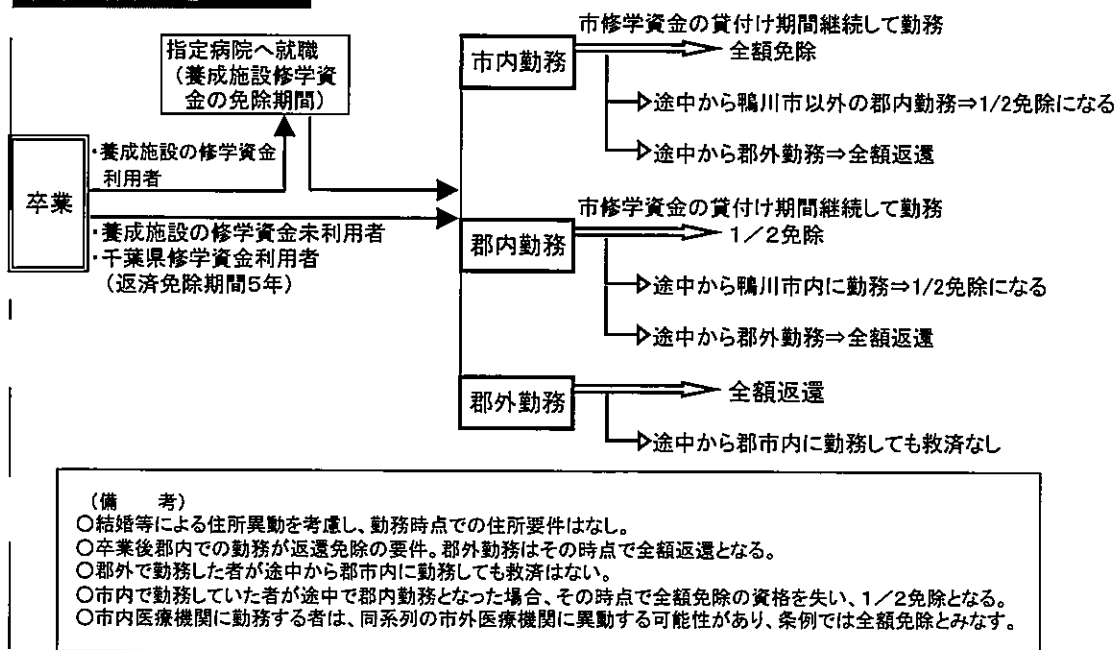


## 養成施設卒業後の手続一覧



【 】内は、借受人に提出の義務がある書類

### 就業条件別返還パターン



(備考)  
 ○結婚等による住所異動を考慮し、勤務時点での住所要件はなし。  
 ○卒業後郡内での勤務が返還免除の要件。郡外勤務はその時点で全額返還となる。  
 ○郡外で勤務した者が途中から都市内に勤務しても救済はない。  
 ○市内で勤務していた者が途中で郡内勤務となった場合、その時点で全額免除の資格を失い、1/2免除となる。  
 ○市内医療機関に勤務する者は、同系列の市外医療機関に異動する可能性があり、条例では全額免除とみなす。

～Q&A～ 質問の多い事項やわかりにくい事項をまとめました。

## ○ 申請書、届出について

Q1：現況報告書は、毎年提出する必要がありますか。

A1:返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況について、その年の4月末日までに現況報告書(第16号様式)を提出していただく必要があります。

Q2：4月に就業先を変えています。現況報告書の提出はどのようにしたらよいですか。

A2:就業先が変わったときには、看護師等就業変更届(第12号様式)を提出してください。  
毎年3月31日現在の現況報告が必要ですので、4月以降に就業先が変わったときには、以前の就職先で現況報告書(第16号様式)の証明をもらってください。

Q3：現況報告書を、返還の債務を負うことがなくなるまで提出すれば免除になるのでしょうか。

A3:看護師等修学資金返還免除申請書(第18号様式)の提出が必要となります。現況報告書の提出だけでは免除になりません。

Q4：就業時に住所が変わりましたが、看護師等就業届(第11号様式)に新住所を記載すれば、新しい住所が登録されますか。

A4:看護師等就業届に新しい住所が記載されただけでは、住所変更の手続きはできません。各届出、申請の際に住所が変わる(っている)ときは、必ず住所等変更届(第7号様式)も一緒に提出してください。現況報告書提出の際に住所が変わる(っている)ときも同様です。

Q5：連帯保証人のうち1名が亡くなりました。手続きはどのようにすればよいですか。

A5:連帯保証人変更届(第5号様式)を提出し、新連帯保証人を届け出てください。この場合合連帯保証人変更届には新連帯保証人の実印を押印し、印鑑登録証明書も添付してください。

Q6：連帯保証人2名は両親でよいですか。

A6:連帯保証人2名のうち1名は父親又は母親でもかまいませんが、もう1名は父親又は母親とは独立して生計を営む成年者としてください。なお、申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は親権者又は後見人としてください。

Q7：いろいろな手続きを忘れてしまったら、市から連絡があるのですか。

A7:原則、市からは連絡しません。今回お渡ししたしおりをよく読んだ上で、必ず皆さんが手続きを行ってください。

個々人の状況により提出すべき書類がありますが、それはすべて、条例、規則に基づき、皆さんがその都度提出していただくものです。

手続きを忘れた場合は、貸付金の一時保留や、返還となりますので、忘れずに提出してください。

## ○ 返還猶予・その他について

Q8：看護学校卒業後英会話学校に進学し、その後市内で看護職として就職しました。この場合は、猶予として認められますか。

A8:認められません。進学で猶予されるのは、看護師等(保健師、助産師、看護師)の養成施設に進学した場合に限りますので、看護学校を卒業した時点で貸付金の返還をしていただくこととなります。

Q9：デイサービスセンターに就職しましたが、猶予として認められますか。

A9:認められません。郡市内の医療機関に就業した場合に限りますので、デイサービスセンターや老人ホーム(有料老人ホーム、特別養護老人ホーム等)は対象外となり、貸付金の返還をしていただくこととなります。

Q10：市内医療機関に看護職のパートとして就業しましたが、猶予されますか。

A10:猶予できません。正規職員として就業した場合に限ります。

Q11：結婚で退職するとき、または妊娠して退職するときは、どのような手続きになりますか。

A11:結婚で退職するとき、妊娠して退職するときは、返還となります。看護師等修学資金返還届(第19号様式)を提出してください。

なお、産休、育児休業については、返還猶予期間の延長ですので、看護師等修学資金返還猶予申請書(第20号様式)を提出してください。この場合休業とは、有給、無給にかかわらず、その勤務先に所属していることですので、間違えないようにしてください。

Q12：病気になり、やむを得ず退職しなければならなくなりました。免除までまだ期間があるのですが、どうなるのでしょうか。

A12:本人の病気等の場合、退職前(やむを得ない場合は退職直後)に「看護師等修学資金返還猶予申請書(第20号様式)」と「診断書(療養に要する期間を明記のこと)」を提出してください。市において厳密な審査を行い、猶予の可否及びその期間を決定します。

猶予の期間は、診断書に記載された療養に要する期間と同じですが、その期間で治癒しない場合は、再度同じ書類を提出していただくことになります。

ただし、猶予期間が過ぎても復職しない場合や書類の提出がない場合は、返還となります。看護師等修学資金返還届(第19号様式)を提出してください。

## ○ 返還について (全額返還・一部返還)

Q13: 修学資金を3年間借りる予定です。免許取得後市内医療機関に就職し、病気等で休職した後に復職した場合、全額免除されるためには休職期間を除いて3年間就業すればよいですか。

A13: 休職期間は免除のための業務従事期間から除外されるため、休職期間を除いて3年間業務に従事する必要があります。

なお、休職等雇用関係を維持したまま業務に従事しない場合は、看護師等修学資金返還猶予申請書(第20号様式)の提出が必要になります。

Q14: 貸付金の返還をすることになりました。支払い方法を教えてください。

A14: 市からお送りする振込用紙(納入通知書)を用いて、振込用紙に記載のある金融機関等で納付してください。毎月定額を返還する月賦均等返還となります。

口座からの自動引き落としはできません。

郵便局では取り扱っておりませんのでご注意ください。

Q15: 卒業後安房郡市外に就職し、返還中に市内へ就職する事になった場合、残額について免除になりますか。

A15: 免除となりません。返還免除要件は、養成施設を卒業し、免許を取得した後、直ちに安房郡市内において貸付相当期間継続して業務に従事すること、となっているので、ご質問の場合は、全額返還となります。

Q16: 月賦返還をしていましたが、現在就業していないため収入がありません。毎月の返還額を少なくしてもらえますか。

A16: 返還決定後は、繰り上げ返済を除き原則として返還方法の変更は認められません。市に相談してください。

Q17: 修学資金の返還を滞納した場合はどうなりますか。

A17: 滞納したときは、督促、催告を行います。それでも支払いがない場合は、連帯保証人への請求や法的な措置を行います。

○鴨川市看護師等修学資金貸付条例

平成22年9月29日

条例第20号

改正 平成27年3月24日条例第13号 令和元年12月26日条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を養成する大学、学校又は養成所に在学する者で、将来、安房郡市内で看護師等として従事しようとするものに対して修学資金を貸し付けることにより、本市周辺地域における看護師等の確保を図り、もって本市の地域医療環境の充実に資することを目的とする。

(貸付けの対象)

第2条 市長は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第21条第1号に規定する大学、同条第2号に規定する学校若しくは同条第3号に規定する看護師養成所又は同法第22条第1号に規定する学校若しくは同条第2号に規定する准看護師養成所(以下「養成施設」という。)に在学している者であって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものに対し、予算の範囲内において修学資金を貸し付けることができる。

- (1) 本人若しくはその者の親、配偶者その他の規則で定める者が1年以上本市に住所を有していること又は本人が養成施設に入学した日前1年以上の間、本市に住所を有していたこと。
- (2) 将来、安房郡市内において看護師等の業務に従事する意思を有すること。
- (3) 本市以外の安房郡市の市町から修学資金の貸付けを受けていないこと。

(修学資金の額及び貸付利息)

第3条 修学資金の額は、月額2万円以内で市長が定める額とする。

2 修学資金には、利息を付さない。

(貸付期間等)

第4条 修学資金の貸付期間は、次条第2項の規定による貸付けの決定の通知により定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者が在学している養成施設の正規の修業期間の修了する日の属する月までとする。

2 修学資金は、前項の規定による貸付期間中の毎月、前条第1項の規定により定められた額を貸し付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、複数月分をあわせて貸し付けることができる。

(貸付けの申請)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより連帯保証人2人を立て、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、貸付けの可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(貸付けの決定の取消し等)

第6条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、市長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から、修学資金の貸付けを行わないものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 退学したとき。

(3) 心身の故障のため修学の見込みがないと認めるとき。

(4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成することができないと認めるとき。

2 市長は、借受人が休学し、留年し、停学等の処分を受け、又は1月以上引き続いて欠席したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由のやんだ日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを行わないことができる。

3 市長は、借受人が正当な理由がなく次条の規定による届出及び報告その他この条例に基づく規則の規定により提出すべき書面の提出を行わないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(異動の届出等)

第7条 借受人は、次の各号に掲げる事項が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 退学し、休学し、復学し、留年し、停学等の処分を受け、又は1月以上引き続いて欠席したとき。

(2) 借受人又は連帯保証人の氏名、住所等に異動があったとき。

(3) 修学資金の貸付けを辞退しようとするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項に異動があったとき。

2 借受人は、規則で定めるところにより、修学等の状況を市長に報告しなければならない

い。

(返還の債務の免除)

第8条 市長は、借受人が次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める額の修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業し、看護師等の免許を取得した後(借受人がこの条例による修学資金以外の当該養成施設における修学に伴う貸付金(国及び他の地方公共団体並びに市長が特に認める団体が行う貸付金を除く。以下「特定修学資金」という。))の貸付けを受けている場合において、当該特定修学資金の返還の債務の免除を受けるためにその貸付条件で定められた医療機関等で従事した期間(以下「特定従事期間」という。)があるときは、当該特定従事期間の経過後)、直ちに本市内において看護師等の業務に従事し、引き続き修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間(第6条第2項の規定により貸付けが行われなかった期間を除く。以下「貸付相当期間」という。)、継続して従事したとき。ただし、養成施設を卒業した日の翌日から起算して1年2月以内に看護師等の免許を取得しなかったときを除く。貸し付けた修学資金の全額

(2) 前号に掲げる事由に該当する場合を除き、養成施設を卒業し、看護師等の免許を取得した後(借受人に特定従事期間があるときは、当該特定従事期間経過後)、直ちに安房郡市内において看護師等の業務に従事し、引き続き貸付相当期間、継続して従事したとき。ただし、養成施設を卒業した日の翌日から起算して1年2月以内に看護師等の免許を取得しなかったときを除く。貸し付けた修学資金の2分の1に相当する額

(3) 前2号に規定する看護師等の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき 貸し付けた修学資金の全額

2 前項第1号又は第2号の規定による返還の債務の免除を受けるため看護師等の業務に従事している者が進学、疾病、育児休業その他やむを得ない事由によって業務に従事できなくなったときは、当該事由がやんだ後直ちに看護師等の業務に従事した場合に限り、継続して業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該業務に従事しなかった日数は、貸付相当期間の計算に算入しない。

3 第1項第2号に該当する借受人のうち、その貸付相当期間のすべてが市内に存する医療機関及びこれに相当するものとして規則で定める医療機関において従事したものである者は、同項第1号に掲げる事由に該当しているものとみなす。

4 市長は、第1項に規定する場合のほか、借受人が死亡したとき、災害、病気その他やむを得ない事由により修学資金の返還ができなくなったときその他特に必要と認めるときは、貸し付けた修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還)

第9条 修学資金は、次の各号に規定する場合には、当該各号に規定する事由の生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付相当期間(次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該貸付相当期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、貸付けを受けた額(前条第1項第2号の規定により返還の債務の一部を免除されたときは、当該免除された額を除いた額)を月賦その他の規則で定める方法により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

(2) 借受人が養成施設を卒業した後、1年2月以内に看護師等の免許を取得しなかったとき。

(3) 借受人が養成施設を卒業し、看護師等の免許を取得した後(借受人に特定従事期間があるときは、当該特定従事期間経過後)、直ちに安房郡市内において看護師等の業務に従事しなかったとき。

(4) 前2号に掲げるもののほか、借受人が前条第1項第1号又は第2号の規定による返還の債務の免除を受けることができないことが確定したとき。

(5) 借受人が看護師等の業務以外の事由により死亡したとき。

2 市長は、借受人が偽りその他不正の行為により修学資金の貸付けを受けたことが明らかになったときは、直ちに貸し付けた修学資金の全額を返還させることができる。

(返還の債務履行の猶予)

第10条 市長は、借受人が次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。

(2) 養成施設を卒業した後、さらに法第19条から第21条までの規定により文部科学大臣が指定した大学若しくは学校又は都道府県知事が指定した養成所に修学しているとき。

(3) 第8条第1項の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。



(4) 災害、疾病、育児休業その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(延滞利子の徴収)

第11条 借受人は、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。

2 市長は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに修学資金の貸付けを受けた者であって、同日までに当該貸付けに係る返還の債務が免除され、又は履行されていないものに関しては、第7条から第12条までの規定は、当該貸付けに係る返還の債務が免除され、又は履行されるまでの間、なおその効力を有する。

附 則(平成27年3月24日条例第13号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月26日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定がされる修学資金について適用し、同日前に貸付けの決定がされた修学資金については、なお従前の例による。

○鴨川市看護師等修学資金貸付条例施行規則

平成23年3月11日

規則第1号

改正 平成24年3月30日規則第24号 令和元年12月26日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、鴨川市看護師等修学資金貸付条例(平成22年鴨川市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1号に規定する規則で定める者)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める者は、本人の親又は配偶者若しくは当該本人と生計を一にする2親等以内の親族とする。

(貸付けの月額等)

第3条 貸し付ける修学資金の月額は、1万円を単位として定める。

2 修学資金の貸付けは、毎月15日(15日が市の休日(鴨川市の休日に関する条例(平成17年鴨川市条例第2号)第1条に規定する市の休日をいう。)であるときは、その直前の市の休日でない日)に、金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

(貸付申請)

第4条 条例第5条第1項の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、鴨川市看護師等修学資金貸付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(別記第2号様式)

(2) 在学証明書その他の申請者が養成施設に在学していることを証する書類

(3) 申請者の住民票の写し及び申請者が条例第2条第1号に掲げる要件を満たしていることを証する書類

(4) 保証書(別記第3号様式)

(5) 連帯保証人の印鑑登録証明書

(6) 他の修学資金の借受け状況に関する報告書(別記第4号様式)

2 修学資金の貸付けの申請の受付期間は、4月1日から同月30日までとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(連帯保証人)

第5条 条例第5条第1項の規定による連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むものとし、申請者が未成年であるときは、連帯保証人の1人を当該申請者の親権者又は後见人

としなければならない。

- 2 修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、連帯保証人を変更したときは、速やかに連帯保証人変更届(別記第5号様式)に、新たに連帯保証人となる者の保証書及び印鑑登録証明書を添えて、市長に届け出なければならない。

(異動の届出等)

第6条 条例第7条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出事項に応じ、当該各号に定める書類により行わなければならない。

- (1) 退学し、休学し、復学し、留年し、停学等の処分を受け、又は1月以上引き続いて欠席したとき 退学等届出書(別記第6号様式)
- (2) 借受人又は連帯保証人の氏名、住所等に異動があったとき 住所等変更届(別記第7号様式)
- (3) 修学資金の貸付けを辞退するとき 鴨川市看護師等修学資金貸付辞退届(別記第8号様式)

- 2 条例第7条第1項第4号に規定する規則で定める事項は次の各号に掲げる事項とし、その届出は当該各号に定める書類により行うものとする。

- (1) 養成施設を卒業(修了)したとき 養成施設卒業(修了)届(別記第9号様式)
- (2) 看護師等の免許を取得したとき 看護師等免許取得届(別記第10号様式)
- (3) 看護師等として就業したとき 看護師等就業届(別記第11号様式)
- (4) 就業施設又は業務内容を変更したとき 看護師等就業変更届(別記第12号様式)
- (5) 看護師等として従事する施設を退職したとき 退職届(別記第13号様式)
- (6) 特定修学資金の返還免除を受けたとき 特定修学資金返還免除届(別記第14号様式)

- 3 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、連帯保証人と連署のうえ、借受人死亡届(別記第15号様式)に借受人の戸籍抄本を添えて市長に届け出なければならない。

(修学状況等の報告)

第7条 借受人は、条例第7条第2項の規定により、修学資金の貸付開始から返還の債務を免除され、又は修学資金の返還を終えるまでの間、毎年3月31日現在の修学又は就業の状況について、その年の4月末日までに、現況報告書(別記第16号様式)により市長に報告しなければならない。

(借用証書の提出)

第8条 借受人は、修学資金の貸付期間が満了したとき又は修学資金の貸付けの決定の取

消しを受けたときは、直ちに修学資金借用証書(別記第17号様式)を市長に提出しなければならない。

(返還債務の免除の申請等)

第9条 条例第8条第1項の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、鴨川市看護師等修学資金返還免除申請書(別記第18号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、免除の可否及び免除する額を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 条例第8条第1項の規定による修学資金の返還の債務を免除するための期間の計算において、当該期間に算入する期間は、次に掲げる施設において看護師等として従事した期間とする。

(1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は同法第2条に規定する助産所

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

(3) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条に規定する指定訪問看護を行う事業所(条例第8条第3項の規則で定める医療機関)

第10条 条例第8条第3項に規定する規則で定める医療機関は、別表左欄に掲げる市内に存する医療機関について同表右欄に掲げる医療機関とする。

(修学資金の返還の届出等)

第11条 借受人は、条例第9条第1項の規定により修学資金の返還をすべきこととなったとき(同項第5号に該当する場合を除く。)は、鴨川市看護師等修学資金返還届(別記第19号様式)を市長に提出しなければならない。

2 条例第9条第1項に規定する月賦その他の規則で定める方法は、月賦均等返還の方法とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これ以外の方法によることができる。

(返還の猶予の申請)

第12条 借受人は、条例第10条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとするときは、鴨川市看護師等返還猶予申請書(別記第20号様式)を市長に提出しなけ

ればならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、猶予の可否及びその期間を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この規則は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる条例第7条から第12条までの規定の適用については、第5条から第13条まで、別表及び別記第5号様式から別記第20号様式までの規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成24年3月30日規則第24号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月26日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第10条関係)

亀田総合病院 鴨川市東町929番地	亀田ファミリークリニック館山 館山市正木4304番地9
亀田クリニック 鴨川市東町1344番地	安房地域医療センター 館山市山本1155番地
亀田リハビリテーション病院 鴨川市東町975番地2	

備考

修学資金の返還の債務の免除のため、左欄に掲げる医療機関に看護師等として従事していた者が異動により右欄に掲げる医療機関で従事した場合、当該従事した期間は左欄に掲げる医療機関で従事したものとみなす。ただし、看護師等として最初に就業した医療機関が右欄に掲げるものである場合を除く。